

豊島岡墓地内埋蔵文化財確認調査報告

徳田誠志 加藤一郎

はじめに

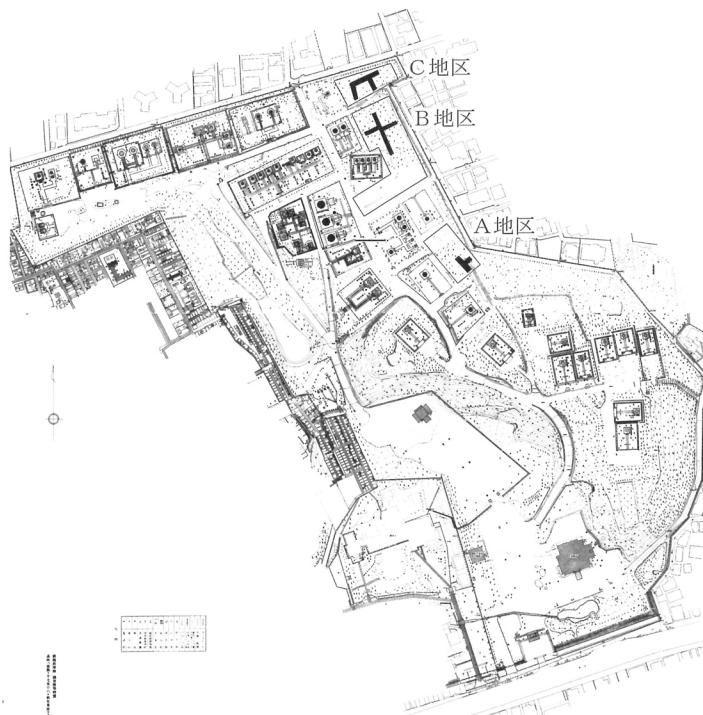
豊島岡墓地は、東京都文京区大塚5丁目に所在する。本墓地は明治6年9月に明治天皇の第1皇子稚瑞照彦尊がご誕生のち即日薨去されたことから、護国寺内の通称「権現山」と称していたこの場所に御墓を営建したことを嚆矢とする。さらに同年第1皇女稚高依姫尊も同地において斂葬が執り行われ、引き続き明治天皇の皇子、皇女の直宮墓が営建された。さらに明治9年5月には華頂宮博經親王が薨去され、初の宮家皇族墓が営建されることとなった。以後、宮家皇族の墓地としても御墓の営建が続き、昭和2年10月29日宮内省告示第23号によって「豊島岡墓地」という名称が定められた。現在当庁が管理する面積は約8万m²であり、明治・昭和天皇の直宮墓と宮家皇族墓を合わせ67方65墓（平成24年12月現在・旧皇族墓を除く）が営建されている。さらに、同地は今後とも皇族墓地として宮内庁が所管し、御墓が営まれる場所である。

さて、この豊島岡墓地が所在する文京区内の台地上には何箇所かの縄文時代遺跡の存在が知られており、隣接する護国寺境内地も「護国寺境内遺跡（文京区遺跡番号4）」として登録されている。そのため本墓地内においても遺構・遺物が存在する可能性が考えられたため、平成8年度に第1次の遺跡の有無について確認することを目的とした調査を実施した。この調査は平成9年2月に約300m²を掘削調査したものであるが、その結果については『書陵部紀要』第50号（平成11年3月刊）に、掲載したところである。結果的には江戸時代に遡る明確な遺構・遺物が存在しないことが判明した。このことについては、当時の文京区教育委員会担当者とも双方確認したところである。さらには平成14年11月に高円宮憲仁親王が薨去され、この調査区に面したところで御墓が営建される際には、掘削を伴う工事中に陵墓調査室員と教育委員会担当者が遺構・遺物のないことを確認している。

その後、平成16年に豊島岡墓地に勤務する職員が巡回中に、同墓地北西隅に位置する竹田宮墓地内において一部の地盤が陥没している箇所を発見した。

そのためこの陥没箇所の復旧にあたって、その原因を確認するために掘削を行ったところ、地下室の存在を確認した。この地下室に至る縦坑からは江戸時代に遡る遺物が出土したことから、この地下室は江戸時代の地下蔵であることが考えられた。この調査結果については、『書陵部紀要』第57号（平成18年3月刊）に掲載したところである。そしてこの件について文京区教育委員会と協議した結果、不時の遺跡発見であるとし、遺跡の発見通知を行った。その結果、東京都教育委員会を通じて当該地（竹田宮墓地）は、「文京区遺跡番号93 豊島岡墓地」遺跡として、周知の遺跡として登録されることとなった。

このように当墓地については機会があるごとに遺構・遺物の有無を確認してき



第1図 豊島岡墓地 調査箇所位置図 (1/5,000)

たところであるが、平成 22 年度から 2 年の計画によって当墓地内の未調査箇所において遺構・遺物の有無を確認し、もって遺跡の存否を確定することとなった。そのため墓地内で比較的まとまった空間が残されている 3 箇所を調査対象地域とし、それぞれ A 地区 (700 m^2)・B 地区 (1900 m^2)・C 地区 (620 m^2) とした。そしてこの調査について文京区教育委員会と協議した結果、当該地域は周知の埋蔵文化財包蔵地ではないため、今回の調査を試掘調査として実施することとなり必要な手続きを行った。そして対象地域のほぼ 5 % にあたる面積を、調査区内で偏ることなく掘削調査することによって遺構・遺物の有無を確認し、この結果から遺跡の有無を判断することとなった。

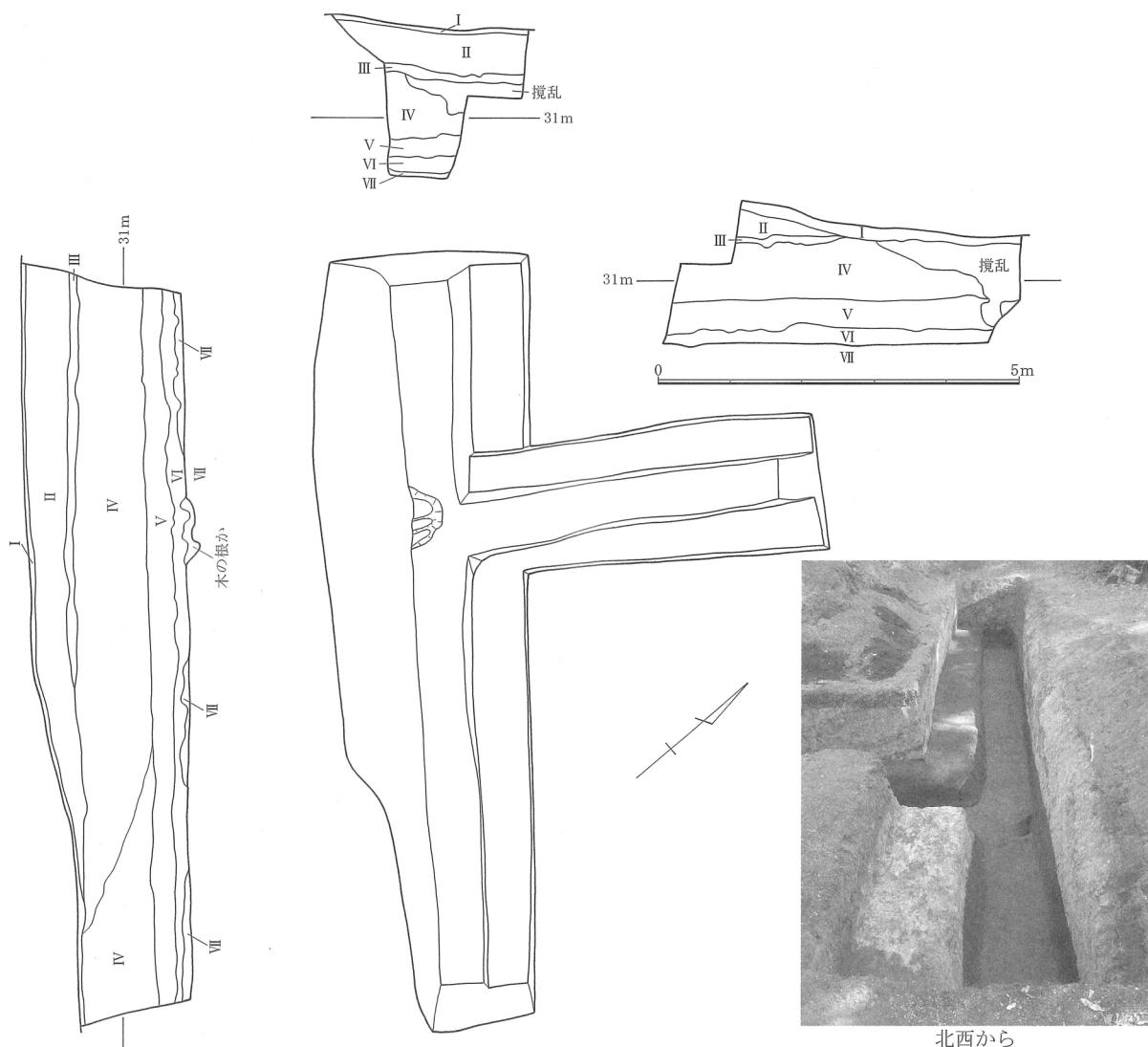
そのため平成 22 年度を第 1 年度とし、A 地区と C 地区を対象として平成 23 年 1 月 24 日から 2 月 14 日に調査を実施した。また、平成 23 年度に第 2 次調査として B 地区の調査を平成 24 年 3 月 5 日から 27 日まで実施した。この調査の実施にあたっては東京都教育委員会、文京区教育委員会の担当者には多々ご協力頂いた。冒頭に記して、謝意を表することとした。

以下、A 地区より調査の概要を記述していく。

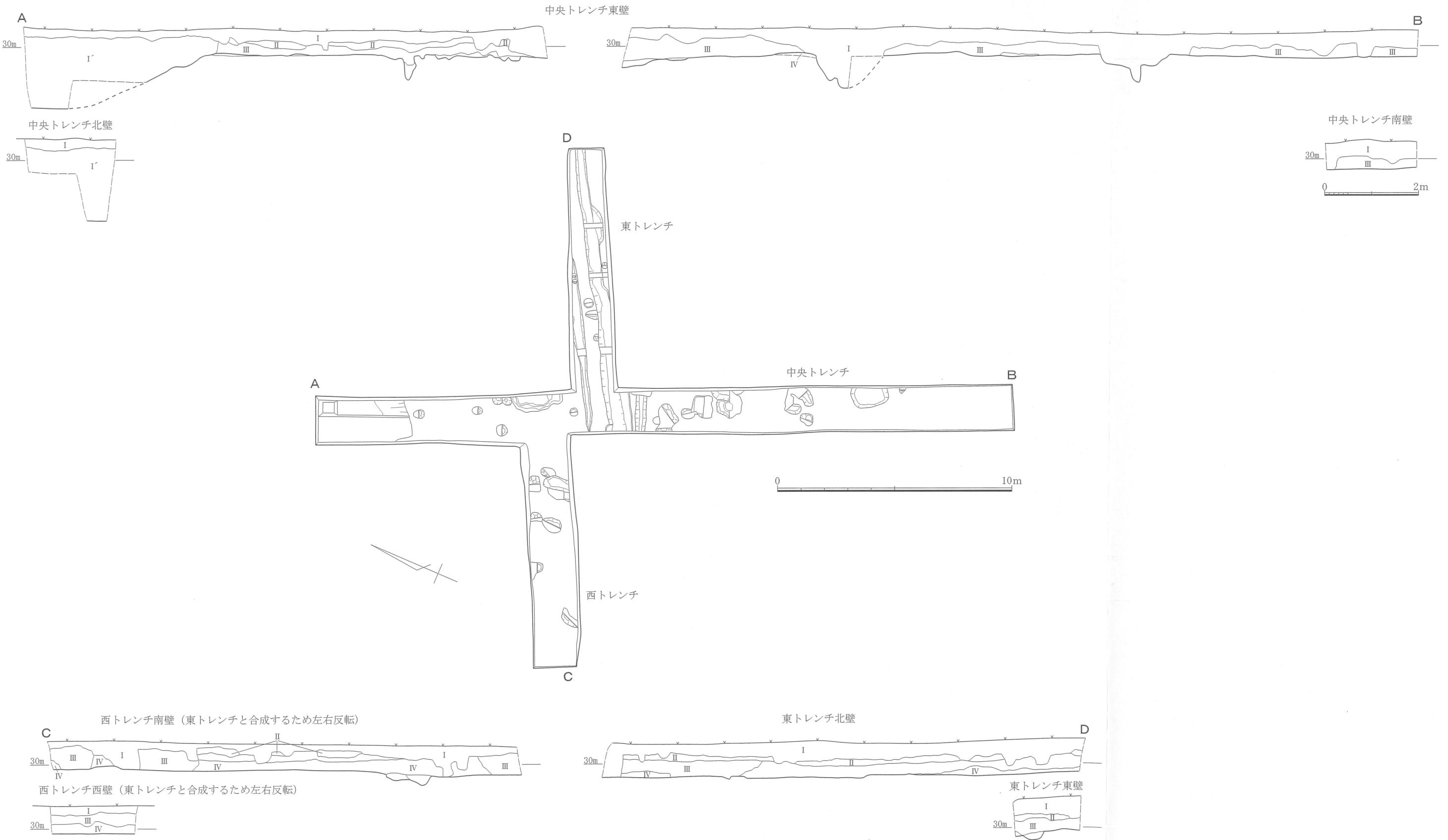
(徳田誠志)

1 A 地区（第 2 図）

A 地区は高松宮墓地の北東、高円宮墓地の南東に位置する区画で、面積は 700 m^2 である。調査はこの区



第 2 図 豊島岡墓地 A 地区 トレンチ平面図・断面図 (1/100)



第3図 豊島岡墓地 B地区 トレンチ平面図・断面図 (1/160、1/80)

画内に存在する高まりがかかるように長さ約 11 m × 幅約 3 m のトレンチ（南北トレンチ）と長さ約 4 m × 幅約 2 m のトレンチ（東トレンチ）を「T」字状に配しておこなった。調査面積は約 41 m²である。

基本的な層序は上から表土（I）、高松宮墓地造成時の盛土（II）、旧表土（III）、豊島岡墓地造成時の盛土（IV）、近世の耕作土（V）、ローム層への漸移層（VI）、ローム層の地山（VII）となっている。調査前の想定よりも地山面が深くなつたため、トレンチの全面を地山まで掘り下げることはせず、段をもうけて一部分のみを地山まで掘削した。

調査の結果、調査前に確認された当地区内に存在する高まりについては、砂利や粘土ブロックが混じる明茶灰色土（II層）に起因しており、このII層下に旧表土と考えられるIII層（黒茶色土）が形成されていることから、II層は隣接する高松宮墓地を造成した際に生じた廃土を盛ったものであると判断された。また、IV層（黄灰色粘質土）については現在の地形からみてもA地区の東側には谷が走っていて傾斜しており、豊島岡墓地造成時にその傾斜を解消して平地化するためにおこなわれた大規模な盛土であると思われる。なお、この豊島岡墓地造成時の盛土であるIV層については、南北トレンチの西壁の観察によれば南から順におこなわれたようである。

遺構については、木の根によると思われる落ち込みは確認できるものの、人為的な遺構は存在せず、遺物は近世の耕作土と考えられるV層（しまりのない暗褐色土）の掘削中にかわらけの破片2点と鉄片1点が出土したのみである。

（加藤一郎）

2 B 地区（第3図）

B地区は、山階宮墓地（第2墓地）と華頂宮墓地の東側に拡がる 1900 m²を対象とした。この中には平成8年度に調査した範囲も含まれるが、その理由は文京区教育委員会においてこの部分の調査結果をあきらかにする記録が残されておらず、この部分の遺跡の有無が確認できないという申し出があったためである。よって、平成8年度に調査した華頂宮墓地と閑院宮墓地のあいだも今回の調査対象とし、その結果 1900 m²となる。このうち 300 m²は当庁はすでに調査を終了し、遺跡は存在しないという判断していたが、文京区教育委員会担当者との協議において、改めて今回 1900 m²に対して 5 % 以上の面積を掘削調査して、遺構・遺物の有無を確認することとした。よって今回の調査面積としては、山階宮墓地の西側に拡がる部分に 100 m²の調査区を設けた。トレンチは幅 2 m、長さ 30 m の南北に延びるもの（中央トレンチ）と、その左右に幅 2 m、長さ 10 m の直交するトレンチを 2 本（東トレンチ・西トレンチ）設け、平面形状が十文字となるように設けた。掘削は、ローム層までバックホーを用いて掘削し、その後遺構の有無を精査した。各トレンチとも平均的な掘削深度は 60 cm ほどを測る。

この地区的基本土層は現地表面から 20 cm が表土（I層）であり、その下にも黒色土が観察される部分があり、これを旧表土（II層）であると判断した。その下には耕作土（III層）が、比較的安定した状況で観察された。その下はローム層への漸移層（IV層）と、ローム層の地山（V層）となるがIV層は部分的にしか観察されず、すでに何回かの削平を受けている可能性が考えられる。

遺構の有無は、ローム層直上で精査した。その結果、まず中央トレンチの北端から 4 m ほどに土質の違いが認められた。そのためこの部分を半裁して、その性格を追求した。その結果、この部分の土層は碎石を含んだものであり、東側の土層断面図からも明らかのように、現在の表土から掘り込まれていることが明らかとなった。よって、この部分は近年に大きく攪乱されているものと判断し、それを裏付けるように鉄筋や瓦片が出土した。このことからこの場所は近在するいざれかの墓地を営建した際の廃土、廃材を埋めた際にかなり大きく攪乱されているものと判断した。そのほか中央トレンチにおいてはいくつか土色の違う部分が検出されたため、いざれの箇所も半裁してその性格を追求した。しかしながらいざれの箇所も不整形な落ち込みであり、木根によるものと判断された。

また、東トレンチの交差地点から南へ 2 m ほどのところで、横 80 cm、縦 60 cm ほどの隅丸方形の土色の違う部分が確認された。ここも半裁したところ、埋土にはソイルセメントが含まれており、この落ち込みも

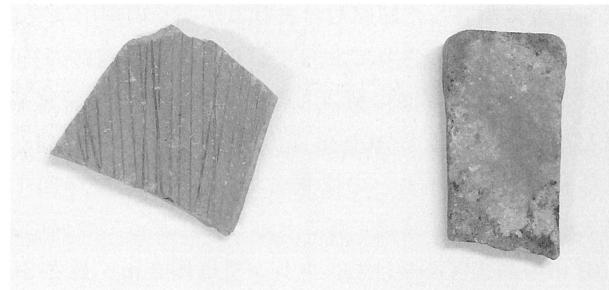
いずれかの御墓首建時の攪乱であることが確認された。以上、中央トレンチにおいては人為的な遺構は確認されなかった。

次に東トレンチであるが、このトレンチではほぼ東西に延びる土色の違いが検出された。そのため、途中に土層観察用のアゼを残して掘削したところ、深さ 10 cm ほどで地山のローム土が検出され、西へ行くほど不明瞭になることが明らかになった。この溝状の落ち込みは 2 本検出され、それがほぼ並行するように観察されたことから人為的な掘り込み（溝）である可能性が考えられた。しかしながらこの溝状の落ち込みがどの面から掘削されているかを確認するために東トレンチの土層断面を精査したものの掘り込み面をあきらかにすることはできず、Ⅲ層とした耕作土の中としかいよいのがない状況であった。先述したようにⅣ層はすでに削平されている可能性が高いため、この溝状の落ち込みもかろうじて底面近くが残存したにすぎない状況と考えられる。よって、現状ではこの溝状遺構の掘削された時期を特定することは難しく、さらには人為的な掘削であるか否かも判断はできない。この溝状の落ち込みに沿うように円形の土色の違いが検出されたものの、いずれも浅く柱穴といえるようなものは認められなかった。このことから、この溝状の落ち込みが明らかに近世以前に遡るものとはいえない、遺構とはできないと判断した。

また、西トレンチにおいては中央トレンチと同様、木根による落ち込みがいくつか確認されたが、遺構と判断されるようなものはなかった。

なお、B 地区の調査による出土品は、Ⅲ層とした耕作土からすり鉢の破片と、中央トレンチの攪乱された落ち込みから砥石の破片が出土した（第 4 図）。この 2 点については近世以前に遡る可能性もあるが、Ⅲ層に混入したものであって、遺構に伴うものでもないことから遺物として扱うものではないと判断した。

以上の精査の結果、B 地区においては近世以前に遡ると思われるような遺構は検出されず、遺跡は存在しないと判断した。この結果は、平成 8 年度に調査した箇所の所見とも符合するものである。すなわち平成 8 年度の調査箇所において、調査区の東側へ行くほど人の手が加わった痕跡は少なくなることから、明治初期に皇室の墓地として利用される以前にあって、護国寺の裏山であった時から境内地とは離れた場所であり、それほど利用された土地ではなかったことが予想できる。（徳田）



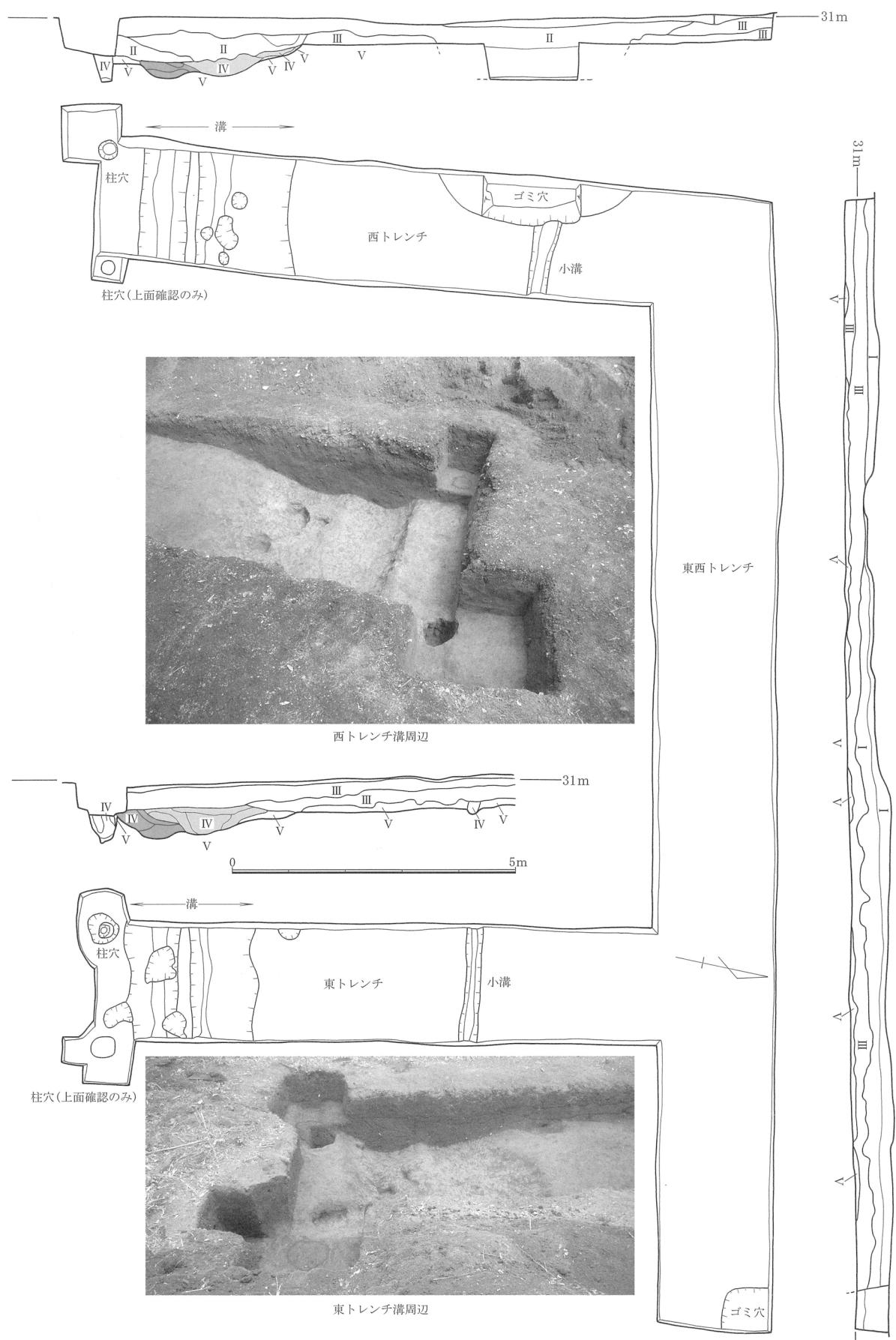
第 4 図 豊島岡墓地 B 地区出土品写真

3 C 地区（第 5 図）

C 地区は B 地区の北、豊島岡墓地の北東端に位置する区画で、面積は 620 m² である。調査は区画内に長さ約 20 m × 幅約 2 m のトレンチ（東西トレンチ）、長さ約 10 m × 幅約 2 m のトレンチ（東トレンチ）、長さ約 10 m × 幅約 2 m のトレンチ（西トレンチ）の計 3 本のトレンチを「ヒ」字状に配しておこなった。調査面積は約 80 m² である。

B 地区と同様に基本的には地表下約 60 cm 前後で地山に到達し、基本的な層序は上から表土（I）、現代の盛土（II）、耕作土（III）、遺構埋土（IV）、ローム層の地山（V）となっている。

東西トレンチでは東端において現代のゴミ穴がみられる以外、遺構はみあたらない。東トレンチと西トレンチは、西トレンチで小溝を切る現代のゴミ穴がみられる以外はほぼ同様の状況である。なお、このゴミ穴に代表されるように西トレンチ付近は現在でも落葉などを捨てる場所として機能しており、西トレンチ付近でのみ現代の盛土とした II 層が確認できる。東トレンチと西トレンチの似たような状況を具体的に示すと、いずれもローム層の地山である V 層を掘り込むかたちでトレンチの北側で幅約 30 cm、深さ約 20 cm の小溝が東西に走り、トレンチの南側においても幅約 2 m、深さ 0.3 ~ 0.4 m の溝が一度掘り直すかたちで東西に走り、さらにこの溝の南側でこの溝に沿うように約 1.8 m（一間）の間隔で直径約 0.3 m、深さ約 0.5 m の柱穴が並ぶという状況である。この溝については、埋土の様子から判断して水が常時たまっているよう



第5図 豊島岡墓地 C地区 トレンチ平面図・断面図 (1/100)

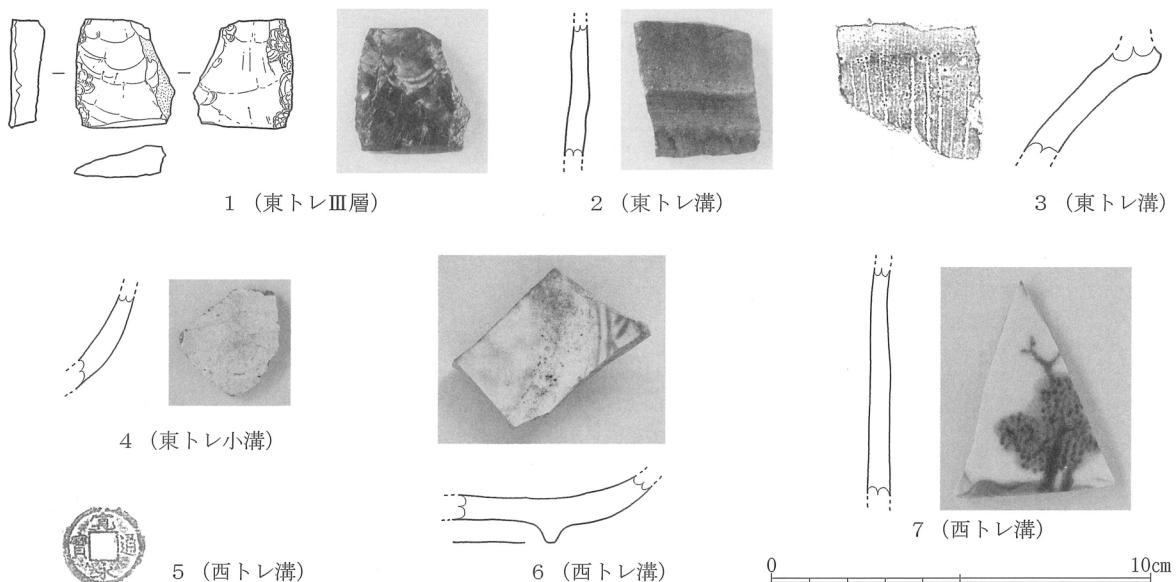
な状況ではなかったようである。なお、柱穴については東トレンチ、西トレンチでそれぞれ2箇所ずつ確認しているが、破壊が前提の調査ではないのでいずれも片方のみを掘削し、もう一方は掘削しないこととした。

これらの遺構はいずれも東西方向に走っており、東トレンチと西トレンチの間がどうなっているかは不明であるが、どちらのトレンチでも検出されていることから、普通に考えれば一連のものと考えられる。また、この溝や柱穴が並ぶラインはちょうど近世の古地図にみられる護持院（護国寺）と民地の境界のラインと一致しており⁽¹⁾、何らかの境界に関する施設がもうけられていたものと推測される。柱穴についてはその上部構造がどうなるのか不明であるが、板塀などの構造物であった可能性もある。ただし、溝と柱穴は平行に並ぶことから有意な関係にあることは確実であるが、これらが同時期に共存していたのかは不明である。この溝の埋土からは17世紀後半～18世紀前半頃の陶器などが出土しており、およそこの時期には溝が廃絶されたものと考えられる。なお、トレンチの北側にある小溝からも陶器片が出土しており、溝と同様もしくは若干先行する時期と考えられる。

したがって、東トレンチおよび西トレンチで確認された小溝、溝、柱穴については近世の遺構であると考えられる。なお、遺物はおもにこれらの遺構の埋土から約20点程度出土している。
(加藤)

4 出土遺物（第6図）

1～7はC地区からの出土遺物である。1は東トレンチの耕作土中（Ⅲ層）から出土した黒曜石製の剥片で、一番外面の剥片を利用して二次加工していることがわかる。帰属時期は不明である。C地区は文京区音羽の谷に面する段丘の上面に位置しており、このような石器が出土してもおかしくない立地ではある。2・3は東トレンチの溝埋土から出土したものである。2は瀬戸美濃産の鉄軸徳利で17世紀末から18世紀前半に位置づけられる。3は丹波産の擂鉢で、2と同時期とみられる。4は東トレンチの小溝埋土から出土したもので、溝埋土出土遺物よりも古く位置づけられる可能性がある。6・7は西トレンチの溝埋土から出土した陶磁器片である。5も西トレンチの溝埋土から出土した銅錢「寛永通宝」である。いわゆる「新寛永」で裏面に模様や文字はみられない。
(加藤)



第6図 豊島岡墓地 C地区出土品実測図 (1/2)

まとめ

以上、平成 22・23 年度に実施した豊島岡墓地における遺構遺物の存否を確認する調査について報告してきた。最後に今回の調査結果を受けての行政措置を記述してまとめとしておく。

まず A 地区については文京区教育委員会教育推進部庶務課長名により「調査の結果、A 地点（ママ）から近世以前の遺構は確認されませんでした。工事にあたっては慎重に作業を行って下さい。また、作業中に遺跡が検出された場合は教育委員会まで遺漏のないようにご連絡下さい。」の通知があった（平成 23 年 11 月 8 日付け 22 文教庶第 1998 号の 2）。

そして C 地区については、同じく庶務課長名により「調査の結果、C 地点（ママ）において、旧石器時代の遺物と江戸時代に帰属する遺構・遺物が確認されました。つきましては、文化財保護法第 97 条第 1 項の手続きが必要となります。また、御墓を営建する際には本格調査に向けての協議が必要となります。」との通知があった（平成 23 年 11 月 8 日付け 22 文教庶第 1998 号の 2）。この通知を受けて当庁では、平成 23 年 12 月 8 日付け宮内書第 686 号をもって、書陵部長から東京都教育委員会教育長に対し文化財保護法第 97 条第 1 項の規定により、遺跡の発見を通知した。そしてこの通知に対し平成 24 年 1 月 4 日付け 23 教地管理第 2348 号により、東京都教育委員会教育長より遺跡発見通知を受理し、埋蔵文化財包蔵地と周知した旨の回答があった。すなわち C 地区については「文京区大塚五丁目所在 豊島岡墓地（文京区遺跡 No.93）」とする内容の通知があった。

続いて B 地区については、庶務課長名により「調査の結果、B 地点（ママ）から近世以前の遺構は確認されませんでした。工事にあたっては慎重に作業を行って下さい。また、作業中に遺跡が検出された場合は教育委員会まで遺漏のないようにご連絡下さい。」の通知があった（平成 24 年 6 月 15 日付け 23 文教庶第 1802 号の 2）。

以上の行政措置により、豊島岡墓地内における遺跡については「竹田宮墓地」と「C 地区」が周知の埋蔵文化財包蔵地（「文京区大塚五丁目所在 豊島岡墓地（文京区遺跡 No.93）」）であることを確認した。よって、今後この地区において何らかの掘削を伴う土木工事が必要となった場合には、文化財保護法による手続きを執るものである。

付記

平成 24 年 6 月 6 日に、三笠宮家寛仁親王が薨去された。寛仁親王の御墓は B 地区内に営建されることとなったので、このことに伴う掘削工事にあたっては先述した文書による回答が届く前であったため、文京区教育委員会と協議を行った。その結果、営建場所は周知の埋蔵文化財包蔵地でなく、文化財保護法による通知は不要であるとの回答を得た。当調査室では念のため埋葬施設の設置に伴う掘削にあたっては、現地において室員の立会を実施した。結果的には B 地区の調査時の所見通りであり、遺構・遺物の発見はなかった。

御墓は平成 25 年 6 月に営建工事が完了する予定であるが、掘削を伴う工事にあたっては調査室員が立会し、遺漏のないよう対応するものである。（徳田・加藤）

註

（1） 護国寺『護国寺史』1988 年。